

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月二十一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一七―〇―一三六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣の部内閣人事局の項中「総人件費専門官」及び「総務専門職」を削る。

別表内閣府の部知的財産戦略推進事務局の項の次に次のように加える。

科学技術・イノベーション推進事務局	事務局長 統括官 審議官 参事官 企画官 管理審査官 参事官補佐（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）
健康・医療戦略推進事務局	事務局長 次長 参事官 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者に限る。）

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「振興企画官」を「市町村施策支援推進官」に改める。

別表金融庁の部公認会計士・監査審査会事務局の項中「総務試験室長 審査検査室長」を「課長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「国際統計管理官 恩給企画管理官 恩給業務管理官」を「統計調整官 国際統計管理官 恩給管理官」に、「行政経営支援室長 地域情報政策室長」を「デジタル基盤推進室長 マイナンバー制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企画室長」に、「恩給企画管理官補佐（恩給企画管理官）」を「恩給業務管理官補佐（恩給業務管理官の職務全般）」に改め、「恩給業務管理官補佐（恩給業務管理官の職務全般）」を削る。

別表法務省の部内部部局の項中「所有者不明土地等対策推進室長」を「民事調査官 所有者不明土地等対策推進室長」に改め、「人権擁護調査官」を削り、同部少年鑑別所の項中「首席専門官」を「首席専門官 次席専門官」に改め、同部地方更生保護委員会の項中「調整指導官」を「調整指導官 指導監査官」に改め、同部保護観察所の項中「首席保護観察官」を「首席保護観察官 社会復帰対策官」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「海洋法室長」を「国際保健政策室長 海洋法室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「公文書監理官」を「公文書監理官 学習基盤審議官」に、「障害者活躍推進官」を「障害者活躍推進官 働き方改革推進官」に改め、「国際戦略室長」及び「大学技術移転推進室長」を削り、同部科学技術・学術政策研究所の項中「科学技術・学術基盤調査研究室長 科学技術予測センター長」を「データ解析政策研究室長 科学技術予測・政策基盤調査研究センター長」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「専門官（宗務課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「任用専門官」を「人事管理調整専門官 任用専門官」に改め、同部国立ハンセン病療養所の項中「副所長」を「副所長 統括事務部長」に、「事務部長」を「部長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「企画調整主幹 部長」を「部長 研究企画調整センター長」に、「インフルエンザウイルス研究センター長」を「インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長」に、「感染症危機管理研究センター長」を「感染症危機管理研究センター長 治療薬・ワクチン開発研究センター長 実地疫学研究センター長」に、「課長補佐（管理）」を「企画管理調整官 サーベイランス総括研究官 予防接種総括研究官 疫学総括研究官 危機管理総括研究官 検査対応総括研究官 ワクチン開発総括研究官 治

療薬開発総括研究官 課長補佐（管理）」に改め、「施設運営室長」を削り、同部地方厚生局の項中「部次長」を「部次長 密輸・広域事犯管理官」に改め、同部九州厚生局沖縄麻薬取締支所の項中「課長」を「課長 調査総務室長」に改める。

別表農林水産省の部農林水産技術会議事務局の項中「技術安全室長」を「イノベーション戦略室長」に改め、同部地方農政局の項中「厚生官」を「事業経理官」に改め、同部地方農政局の事務所及び事業所の項中「課長補佐（管理）」を削り、同部北海道農政事務所の項中「厚生官」を削る。

別表林野庁の部内部部局の項中「林業労働対策室長」を「林業労働・経営対策室長」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「人事審査官」を「人事審査官 公文書監理室長 広報室長」に、「業務管理官」を「業務管理官 海外広報官 文書管理官 厚生企画室長」に改め、「（会計課に所属する者に限る。）」を削り、「広報室長 海外広報官」を「厚生審査官」に改め、「厚生企画室長 文書情報管理官 厚生審査官」及び「基準認証戦略企画官」を削り、「環境管理推進室長 国際資源循環管理官」を「環境技術戦略企画官 環境管理推進室長 国際資源循環管理官」に改め、「厚生専門職」を削る。

別表国土交通省の部内部部局の項中「（技術調査課又は北海道局に所属する者に限る。）」を削り、「政

策企画官」を「政策企画官 交通バリアフリー政策室長」に、「空港保安防災企画官」を「空港保安防災企画室長」に、「先任性能評価航空管制技術官」を「先任性能評価航空管制技術官 アイヌ政策調整官」に、「アイヌ施策室長 象徴空間施設企画官」を「アイヌ政策室長」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「人事係長」を「専門調査官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。） 人事係長」に改め、同部北海道開発局の項中「室長」を「室長 開発調査官（人事に関する事務を担当する者に限る。）」に、「道路交通管理官」を「象徴空間施設管理官 道路交通管理官」に改め、同部空港事務所の項中「広域空港管理官」を「広域空港管理官 運航効率化推進官」に改める。

別表気象庁の部測候所の項中「業務・危機管理官」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「分室長」の下に「総括調整官」を加え、同部地方環境事務所の項中「部長 課長」を「部長 課長 統括環境保全企画官」に改める。

別表備考第一項中「令和二年十一月三十日」を「令和三年五月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。